

変更箇所詳細

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和7年12月1日	<p>↑関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令）（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、109、117の項）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第三十六条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（46、83、95の項）</p> <p>（別表第二省令における情報提供の根拠）</p> <p>：第2条第5号ハ、第3条第1号、第5号ハ、第6条第1号、第4号4ロ、第19条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第25条第3号ハ、第30条第8号、第32条第1号ハ、第2号ハ、第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第44条第1号ヨ、第2号、第3号、第4号、第5号、第47条第1号、第6号ニ、第8号ロ、第9号ロ</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（93の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（94の項）</p> <p>（別表第二省令における情報提供の根拠）</p> <p>：第46条、第47条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条及び第9条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項</p>	<p>・法第十九条第八号省令</p> <p>・第2条の表</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令）</p> <p>（情報提供の根拠）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第三十六条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項（46、83、95の項）</p> <p>・法第十九条第八号省令第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条</p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（131の項）</p> <p>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（132の項）</p> <p>（情報提供の根拠）</p> <p>・法第十九条第八号省令第133条、第134条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条及び第9条</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項</p>